

# 「不正競争防止法の一部を改正する法律案【不競法】」の概要

## 1. 背景

秘密として管理される企業情報(技術情報、顧客名簿などの「営業秘密」)を巡って、スマートフォンの普及、サイバー攻撃技術の高度化といった IT環境の変化等を背景に、情報漏えいが深刻化。一方で、オープン&クローズ戦略の広がり等を背景に、競争力や雇用の基盤として、企業情報の重要性が増大。このため、企業情報の漏えい防止のため、法制面における抑止力の向上等を図る必要がある。

## 2. 法案の概要

企業情報を不正に窃取、転売、使用する行為に対して、刑事、民事の両面で抑止力向上を図る。

- (1) 刑事: 処罰範囲の整備、罰則水準の引上げ、非親告罪化等の措置を講じる。
- (2) 民事: 訴訟において被害企業が公平な賠償を受けることを可能とすべく、除斥期間の延長、原告立証負担の軽減等を講じる。

## 3. 措置事項の概要

### A. 抑止力の向上

#### (1) 法定刑の引上げ等

抑止力向上のため、**罰金刑を引き上げる**。(現行:個人1千万円以下、法人3億円以下)また、**犯罪収益を没収**できることとする。

【第21条第1項、第3項、第10項】

#### (2) 非親告罪化

営業秘密侵害罪を**非親告罪**とする(公訴提起にあたって被害者からの告訴が不要となる)。

【新第21条第5項】

#### (3) 立証負担の軽減

立証が困難である「加害者(被告)の企業情報の不正使用」について、**一定の要件の下、被害者の立証負担を軽減**する。(被告が当該情報の不使用を立証)

【新第5条の2】

#### (4) 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等行為

**企業情報を侵害して生産された物品**を譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とするとともに、**刑事罰の対象とする**。

【民事:新第2条第1項第10号】

【刑事:新第21条第1項第9号】

### B. 処罰範囲の整備

#### (1) 企業情報窃取等の未遂行為

「サイバー攻撃」などによる企業情報窃取や転売等の**未遂行為**を刑事罰の対象とする。

【新第21条第4項】

#### (2) 転々流通した企業情報の転得者

転々流通する企業情報について、**不正に取得されたことを知って取得した者**による使用、転売等を刑事罰の対象とする。(現行:実行行為者からの直接の取得者のみ)

【新第21条第1項第8号】

#### (3) クラウドなど海外保管情報の窃取

日本企業が国内で管理し、海外で保管する情報の「**取得・領得**」行為も刑事罰の対象とする。(例:海外サーバーからの情報窃取など)

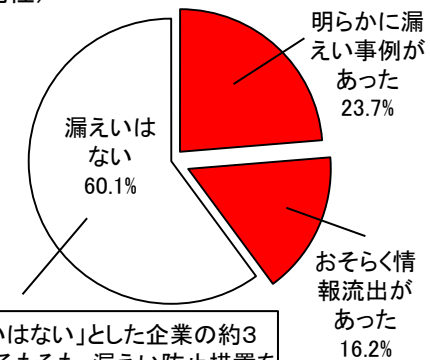
【新第21条第6項】

### <最近の営業秘密漏えい事例>

- ▶ 新日鐵の高機能鋼板の技術情報がポスコ(韓)に漏えい(2012提訴)
- ▶ 東芝のフラッシュメモリの技術情報がSKハイニックス(韓)に漏えい(2014提訴)
- ▶ ベネッセの顧客情報がSE・名簿事業者等に漏えい(2014)

### 情報の漏洩の実態

少なくとも約4割の大企業(全企業で約14%)で情報漏えいの疑い(これも氷山の一角に過ぎない可能性)



※「漏えいはない」とした企業の約3割は、そもそも、漏えい防止措置を何ら取っていないと回答

(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)